

# 「子育て・子育てワイワイプラン」 「地域福祉計画」「障害者基本計画」 「健康づくり推進プラン」がまとまりました

「子育て・子育てワイワイプラン」、「地域福祉計画」、「障害者基本計画」および「健康づくり推進プラン」がまとまりましたので、その概要をお知らせします。これらの計画は、各委員会等を中心に議論を重ね、さまざまな市民参加の手法を取り入れながら策定したものです。

なお、各計画の詳しい内容については、両庁舎の情報公開コーナー、図書館、市ホームページでご覧になれます。

## 子育て・子育てワイワイプラン

### 策定方法

この計画は、公募の市民委員を含む子育て支援計画策定委員会で検討した結果をもとに策定しました。

### 計画の位置づけ

市の上位計画である「西東京市基本構想・基本計画」のほか、地域福祉計画等の関連する個別計画と整合性を図り、実施していきます。

### 計画の期間

平成16年度～25年度に至る、10年の計画期間です。また、社会情勢の変化等に対応するため、3年ごとに計画の見直しを行います。

### 計画の対象

18歳までの子どもおよび子どもに関わる市民を対象としています。

基本理念・基本方針  
基本理念  
「子どもの権利の実現」、「す

べての子どもと親への支援」、「男女共同の子育て」、「循環型の子育て」

基本方針

「子ども参加」、「おとな(親)になることを支える」、「子育て家庭の支え合い」、「市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援」

重点施策

子どもの権利に関する条例の検討

子どもオンブズパーソン制度の検討

公共施設・事業の企画・運営・利用への子ども参加の促進

(仮称)こどもの総合支援センターの開設と機能の充実

子どもの居場所の再検討

親役割を理解することの支援の促進

子ども向け広報の充実

おとなになっていく力を育てる活動の充実

保育支援の拡充

市民参加型子育て支援の推進

進 障害のある子どもと家庭への支援の充実

母子保健と児童福祉事業の連携の強化

総合的な子ども家庭支援推進のための組織づくり

計画の推進体制

計画の実施状況を把握し、推進するために、市民参加による(仮称)西東京市子育て支援計画推進会議」を設置します。さらに、計画の推進と評価にあたっては、子どもの意見や提案を聞く場を設けます。

また、計画を実施する際は、子どもの参画を積極的に図るとともに、市民・各団体等の皆さんと連携・協力を進めます。

概要版について

計画書の概要版は、両庁舎1階子育て支援課で配布しています。

子育て支援課(☎内線1528)

## 地域福祉計画

わたしたちの地域福祉計画4月から「西東京市地域福祉計画」が動き始めます。これは「声をかけあい 手をつなぎ 一人ひとりがよりよく生きる ほっとするまち」を目指し、市民の皆さんを主役として、さまざまな事業者や市が共に協力しながら取り組むアイデアをまとめた計画書です。計画の理念「一人のために みんなのために」で実践してみませんか。

地域福祉計画とは

これまでの福祉という言葉は、困っている人を助けること、つまり弱者救済という印象が強く、その多くを「行政が決定し提供する福祉」が担ってきました。

しかし、近年、家族の形や暮らし方が大きく変化しており、国の福祉諸制度は介護保険制度に代表されるような「市民一人ひとりが選択し利用する福祉」へと構造改革が進められています。

地域福祉とは、私たちの身近な地域で、一人ひとりがよりよく生きるために、地域の市民すべてで支える福祉であり、市民一人ひとりが選択し利用する福祉社会」には不可欠です。こうしたことから、市では市民、関係機関、関係団体、学識経験者等の参画のもと、今後5年間の地域福祉の取り組みをまとめました。

計画期間

平成16年度～20年度の5年間を計画期間とし、3年で計画の見直しを行う予定です。

計画の位置づけ

この計画は、西東京市基本構想・基本計画」を上位計画とし、保健福祉に関連する計画と整合性を図りながら策定した、地域福祉を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。同時に、市民の活動計画として、西東京市社会福祉協議会が市民と共に策定した「西東京市地域福祉活動計画」と相互に連携していきます。また、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

計画の構成

- 1 計画の策定にあたって
- 2 計画の基本的な考え方
- 3 重点プロジェクト
- 4 目標に向けた取り組み
- 5 計画を推進するために

この計画の推進のために、市民、事業者、関係機関、市の協働が欠かせません。そのため、これら4者によるパートナーシップを基礎として、計画の推進体制の整備および進捗管理を行います。

推進体制づくり

市の関連部署による組織と、市民、事業者、関係機関、市が共につくる組織を核として、連携体制を整備し、計画を推進します。

進捗管理

今後の計画づくり、行動、把握・評価、改善の仕組みについては、全庁的な行政評価の仕組みと整合させて進めます。

保健福祉総合調整課(☎内線2313)

## 障害者基本計画

市の障害者施策の基本的な方向性を示す計画ができました。計画の期間は、平成16年度～平成25年度の10年間で、法制度の改正などに柔軟に対応し、必要に応じて施策内容や施策目標の見直しを行います。

計画の理念

西東京市は、障害のある、なし、あるいは障害の種類や程度にかかわらず、地域社会全体から必要な支援を得ながら、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます。

基本的な考え方  
今後の障害者施策展開に向けて、次の6項目を基本的な考え方としました。

1 地域で支える基盤づくり

障害のある人の生活を地域で支えていくには、公的施策(「公助」)のみならず、個人の自立(「自助」)を基本として、社会の構成員がお互いに支え合う「共助」が大切であり、行政、民間企業、NPOや市民などがそれぞれの役割を果たせるよう、自助・共助・公助の施策のバランスをよく考えながら、地域における支援体制をつくっていきます。

2 快適に過ごせる環境づくり

幅の広い歩道の整備や建築物の出入口の段差解消、公園整備等による憩いと交流の場の確保など、総合的な福祉のまちづくりを進めます。

その際には、単に現状の改善(バリアフリー化)にとど

まらず、計画の段階からユニバーサルデザイン化(「U」が進められるように検討します。ユニバーサルデザイン：バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

3 生きがいを持って暮らせるまちづくり

障害のある子どもが一人の人間として成長し、その能力を最大限に伸ばしていくために、一人ひとりの個性や特性を踏まえた教育内容の充実を図り、学びやすい教育環境を整備します。

障害のある人がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるよう、ジョブコーチ(「J」)や就労支援センター等の新しい制度も活用しながら、障害者雇用を積極的に支援していきます。

ジョブコーチ：職場で一定期間付き添い、仕事の支援や多彩な援助を行う人

生活を豊かで潤いのあるものにする生涯学習やスポーツ・文化活動、レクリエーション活動などを、障害のある人もない人も共に楽しむことができる機会の提供を図っていきます。

4 安心して暮らせるまちづくり

平成15年4月からは、障害者福祉サービスについても行政が決定する「措置制度」から、障害のある人が契約に基

づきサービスを利用する「支援費制度」に変わったことから、情報提供・苦情解決等、今後もさらにサービス利用者

を支援する体制の整備を進めます。

5 自分にあった生き方ができるまちづくり

本人の意思を尊重し、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるようにするため、サービス供給の担い手の拡大を図っていくなど、一人ひとりの多様なニーズにあつたサービスが選択できる体制を整備していきます。

自分の生活スタイルに合わせた多様な暮らし方が選べるよう、入所施設等での生活から地域での自立生活への移行など、地域での自立生活を重視した福祉を推進していきます。

6 情報提供・相談体制の仕組みづくり

障害のある人やその家族が抱えるさまざまな問題について、安心して、また気軽に利用できる情報提供・相談体制の仕組みづくりを進めます。

推進体制

西東京市障害者基本計画を推進していくためには、市民、事業者、関係機関、市の協働が欠かせません。そのため、これらの4者によるパートナーシップを基礎として、計画の推進体制の整備および進捗管理を行います。

また、実情に即したより効果的な施策展開を図るため、当事者の参加・協力の機会を設けるよう努めます。

障害福祉課(☎内線2347)